## 狭戸尾議員(前進)

平成 26 年 12 月 12 日 教育長答弁実録 (教育委員会)

## (問) いじめ問題への対応について

県では、今年3月に「広島県いじめ防止基本方針」を策定し、現在、県内の 全公立学校においていじめ防止委員会が設置され、各学校で策定した基本方針 に基づき、取組が進められている。

いじめを原因として子供が自殺する事態が起きたとき、不幸にして亡くなった子供の命は戻らないが、再発を防止するためには、学校はもとより、教育委員会や保護者も交えて、子供が死を選ぶに至った原因を究明する必要があると考える。

しかし、何より重要なことは、日頃から早期発見、に努めることに尽きると 思う。

県教育委員会も、基本方針において、いじめの早期発見、早期対応を重要視しており、今後、県や市町、各学校の取組により、いじめ問題が解決に向かうことを期待しているが、学校現場において、どのような取組が効果的と考えるのか、教育長に伺う。

## (答)

いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、児童生徒の小さなサインを見逃さず、早期に発見し、解決に向けた取組を行うよう、各学校及び各市町教育委員会を指導しているところでございます。

いじめを早期に発見するために行うアンケート調査の実施に当たりましては、児童生徒が答えやすいよう、回答を選択方式にしたり、自宅で記入し、封筒に入れて提出させるなどの工夫をするとともに、日常的には、服装や態度、体調、交友関係などの変化に表れる「いじめのサイン」を見逃さない丁寧な観察を行うことなどによって実態の把握に努めております。

また、今年度も県教育委員会が作成をいたしました「教育相談窓口紹介カード」を県内すべての児童生徒に配付し、一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境づくりを進めております。

このような児童生徒の抱える不安や悩みを迅速に把握・共有し、児童生徒の 心に寄り添った取組が効果的であり、引き続き、一層充実するよう指導してま いります。